

会 議 記 録

会議名称	杉並区子ども・子育て会議（平成25年度第2回）	
日時	平成26年3月17日（月）19時00分～21時17分	
場所	杉並区役所西棟6階 第5・6会議室	
出席者	委員名	市瀬委員、今井委員、木野内委員、福山委員、安藤委員、伊藤委員、上田委員、小俣委員、澤津委員、柴田委員、菅原委員、平林委員、貝塚委員、中里委員、荒川委員、矢作委員、吉田委員
	事務局	子ども家庭担当部長、子育て支援課長、子ども家庭支援担当課長、保育課長、保育施設担当課長、子供園担当課長、児童青少年課長、障害者施策課長、杉並福祉事務所高円寺事務所担当課長、高井戸保健センター所長
傍聴者数	なし	
配付資料等	<p>資料1 第2回席次表</p> <p>資料2 杉並区子育て支援に関するニーズ調査の回答率について</p> <p>資料3 ニーズ調査【就学前児用】集計結果（概要版）</p> <p>資料4 ニーズ調査【就学前児用】単純集計表</p> <p>資料5 ニーズ調査【小学生用】集計結果（概要版）</p> <p>資料6 ニーズ調査【小学生用】単純集計表</p> <p>資料7 「量の見込み」の算出等に係る国の考え方（概要）</p> <p>資料8 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き</p> <p>資料9 平成31年度までの児童数の推計について</p> <p>資料10 国の手引きに基づく「教育・保育」に係る量の見込み</p> <p>資料11 国の手引きに基づく「地域子ども・子育て支援事業」に係る量の見込み</p> <p>資料12 区市町村が条例で定める基準について</p> <p>資料13 地域型保育事業の認可基準について</p> <p>資料14 学童クラブの設置及び運営に関する基準について</p> <p>資料15 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について</p> <p>資料16 保育の認定に関する基準について</p> <p>資料17 今後の想定スケジュール（案）</p>	
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）ニーズ調査結果について</p> <p style="padding-left: 20px;">（2）（仮称）杉並区子ども・子育て支援事業計画における事業量の見込みについて</p> <p style="padding-left: 20px;">（3）国における基準の策定状況等について</p> <p style="padding-left: 20px;">（4）今後の想定スケジュールについて</p> <p style="padding-left: 20px;">（5）その他</p> <p>3 閉会</p>	

子育て支援課長	<p>ただいまから、平成25年度第2回杉並区子ども・子育て会議を開会いたします。</p> <p>最初に、子ども家庭担当部長から挨拶があります。</p>
子ども家庭担当部長	<p>遅い時間にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>私のほうから、本日の会議のポイントについて、簡単にご説明申し上げたいと思います。</p> <p>皆様のお手元に次第があるかと思えます。議題の(1)は、第1回にご意見をいただいた上で12月に実施したニーズ調査の集計結果です。</p> <p>その後、1月下旬に国のからニーズ調査結果に基づく事業の見込み量を算出するための手引きが示されましたので、これを踏まえて、国の考え方に基づく事業量の見込みを算出しておりますので、これに係るご報告が一点目です。</p> <p>議題(3)ですが、新制度では、区市町村が地域型保育事業の認可基準など、関連の基準を条例等で定めることになっています。これに関して、国から現時点での一定の考え方が示されましたので、それに基づいて区の現状を比較した資料をご用意しました。それをお示して、さまざまなお意見をいただきたいというのが二つ目のポイントです。</p> <p>三つ目が、議題の(4)にあります今後の想定スケジュールです。国の議論の進捗なども踏まえながら、区のほうも、27年度からの新制度の本格施行に向けた準備を加速化していくため、前回お示した想定スケジュールを若干修正したいと存じます。</p> <p>この大きく三点についてご説明申し上げ、忌憚のないご意見をいただいで、今後の取り組みに生かしてまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
子育て支援課長	<p>本日の欠席ですが、藤原委員から欠席との報告をいただいています。</p> <p>定足数ですが、17名ということで定足数に達していることをご報告申し上げます。</p> <p>ここで、第1回会議をご欠席の委員のご紹介を申し上げます。伊藤委員でございます。</p>
委員	<p>1回目は所用がございまして、欠席させていただきました。杉並区社会福祉協議会から参りました伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
子育て支援課長	<p>次に、会議資料の確認です。本日の資料は、資料1から17までございます。申し訳ございませんが、席上の資料10、11、12、16、17は右上に「差替版」と書いてあります。その部分は資料の差し替えです。</p> <p>ここでは各資料の確認はしませんが、その報告の都度、件名と資料番号の確認をさせていただきたいと思えます。報告の際に、もし番号の資料がないようでしたら、お手を挙げてください。</p> <p>それ以外に、今日は席上に、皆様に既にご確認いただいています前回の会議録も配付させていただきました。</p> <p>では、これから議事に入りたいと思えます。会長、進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>本日は年度末のお忙しいところをお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。今日はたくさんの議題がありますので、適宜進行させていただきたいと思えます。ご協力をよろしく願います。</p> <p>それでは、早速、議題の(1)ニーズ調査結果についてに入りたいと思えます。事務局からのご報告をよろしく願います。</p>

<p>子育て支援 課長</p>	<p>では、議題（１）に入ります。まず、資料２をごらんください。「杉並区子育て支援に関するニーズ調査の回答率について」でございます。調査対象、調査件数、抽出方法、実施時期は記載のとおりです。</p> <p>回答率は、就学前児については 58.6%、小学生については 46.9%。合計しますと 52.8%の回答がありました。各歳児、学年別の状況は記載のとおりです。回答率の下のパーセンテージは、各歳児、年齢別の母数 700 に対する回答率でございます。</p> <p>次に、資料３をごらんください。「ニーズ調査【就学前児用】集計結果（概要版）」でございます。</p> <p>１ページの「対象の子どもと家族の状況」ですが、５歳児と６歳児を足すと 16%になり、他の年齢とほぼ同数の回答になっています。</p> <p>次に、２ページをお開きください。子育てをする上での心配や悩み事については、子どものしつけや接し方、仕事との両立の負担、養育費や教育費など、経済的なことが 30%を超える回答となっています。</p> <p>３の保護者の就労状況ですが、母親の就労状況につきましては、「就労していないまたは求職中である」方が約 5 割。「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」方が約 4 分の 1 となっています。</p> <p>３ページですけれども、歳児別で見ますと、０歳児で最も多いのは「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中」の方。１歳児以上の方で最も多い就労形態は、「就労していないまたは求職中」となっています。</p> <p>１日当たりの母親の就労時間を見ますと、８～９時間が最も多く、６時間未満の就労が約 12%です。</p> <p>４ページから ５ページにかけましては、就労日、出勤時間、帰宅時間についての結果でございます。</p> <p>次に、６ページをお開きください。「現在パート・アルバイト就労者のフルタイム希望」です。母親につきましては、46%の方が「パート・アルバイト就労を続けることを希望」しています。</p> <p>（９）未就労者の母親の就労希望につきましては、「１年より先、一番下の子どもが大きくなったところに就労したい」という回答が約 51%で、最も多くなっています。</p> <p>（9-1）の「未就労者の母親の就労希望（一番下の子どもの年齢）」は、約 5 割の方が 6 歳～ 8 歳、次に 3 歳～ 4 歳となっています。</p> <p>次に、４の「保育園・幼稚園の利用状況」ですが、現在利用している施設は、幼稚園と認可保育園がほぼ同数でございます。次に幼稚園の預かり保育、認証保育所、杉並区保育室の順となっています。</p> <p>８ページをお開きください。「今後利用したい施設」は、認可保育園、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認証保育所、区立子供園の順となっています。</p> <p>９ページの 5 の「子どもが病気の時の対応」ですが、「母親が仕事を休んだ」が 6 割を超えています。「病児・病後児保育を利用した」方は 6.4%でした。病児・病後児保育の希望は約 4 割の方が利用希望、約 6 割の方が「利用したいとは思わなかった」という回答でした。</p> <p>下の 6 番の「地域での親子の集まりの利用状況」ですが、現在利用していない方が 6 割を超えており、利用している事業としては児童館のゆうキッズが 25%となっています。</p> <p>今後の利用意向につきましては、「新たに利用したり、利用日数を増</p>
---------------------	--

やしいとは思わない」方が5割を超えています。

次は10ページです。「一時預かりの利用状況」の質問ですが、「利用していない」方が6割を超え、利用している方につきましては「保育園の一時保育やひととき保育」を利用している方が約20%で、最も多くなっています。

今後の利用希望としましては、「利用したい」が6割を超えており、「利用する必要はない」と回答した方が約3割となっています。

次に11ページです。「この1年間に宿泊を伴って子どもを預けた」方は、「親族・知人にみてもらった」方が最も多く、8割を超えています。「ショートステイを利用した」方は約2.3%。

その下の、「小学校入学後の放課後の過ごし方」ですが、希望する過ごし方としては、習い事、自宅、学童クラブ、小学校校庭開放、放課後子ども教室、祖父母宅や友人・知人宅、児童館（学童クラブを除く）の順で続いています。

次に、13ページになります。「育児休業や短時間勤務などの利用について」ですが、育児休業を取得した母親は約42%、父親は約3%となっています。

取得期間は、母親が平均で12カ月、父親は3カ月半となっています。

その下の杉並区の子育てについてですが、「どちらかという子育てしやすいまちだ」と思う方が48%。これに「子育てしやすいまちだ」と思う方の約25%を足すと、約72%になります。

その右の、「今後も杉並区で子育てをしたいと思うか」という回答です。「当分の間は杉並区で子育てをしていきたい」という回答が49%、「ずっと杉並区で子育てをしていきたい」という回答が42%。これを足しますと、約9割の方が今後も杉並区で子育てをしたいと回答しているということです。

なお、各質問の詳細な内容につきましては次の資料4に記載していますので、ご確認いただければと思います。

引き続きまして、資料5をごらんください。小学生の集計結果の概要版です。

1ページですが、回答があった子どもの年齢につきましては、ほぼ同数の回答率でした。

2ページをお開きください。子育てをする上での心配や悩み事につきましては、「子どもの勉強や進学のこと」というのが46%で最も多く、次に「子どものしつけや接し方のこと」、「子どものいじめや友達関係のこと」が30%を超える回答となっています。

3ページの「保護者の就労状況」です。母親の就労状況につきましては、「就労していないまたは求職中」である方が約43%。「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない」方が約27%になっています。

学年を見ますと、5、6年生でパート・アルバイト等の就労が、「就労していないまたは求職中」とほぼ同数になっています。

1日当たりの母親の就労時間を見ると、6時間未満が最も多くなっています。

次の4ページ、5ページが就労日、出勤時間、帰宅時間等の結果です。

6ページの「現在パート・アルバイト就労者のフルタイム希望」ですが、母親につきましては、57%の方が「パート・アルバイト就労を続けることを希望」しています。

	<p>「未就労者の母親の就労希望」につきましては、「子育てや家事などに専念したい」が38%で最も多くなっています。</p> <p>7ページの「未就労者の母親の就労希望（一番下の子どもの年齢）」については、12歳以上が約36%で最も多く、次に6～8歳、次に9～10歳の順番になっています。</p> <p>その下の4番の「放課後の過ごし方」ですが、1～4年生の現在の過ごし方としましては「習い事や塾」が最も多く、「自宅で家族と過ごす」、「その他（公園など）」、「学童クラブ」、「祖父母宅や友人・知人宅」、「児童館」の順で続いています。</p> <p>次のページをお開きください。こちらは5～6年生についての過ごし方です。希望する過ごし方ですが、「習い事や塾」が最も多く、「自宅で家族と過ごす」、「その他（公園など）」、「小学校校庭開放、放課後子ども教室」、「祖父母宅や友人・知人宅」、「児童館」の順で続いています。</p> <p>その下の「一時預かりの利用状況」については、この1年間の一時的な預かりの状況ですが、「親戚・知人にみてもらった」が7割を超え、次に「やむをえず子どもだけで留守番をさせた」が5割の回答です。</p> <p>「この1年間に宿泊を伴って子どもを預けた」状況では、「親族・知人にみてもらった」が8割を超え最も多く、次に「やむをえず子どもを同行させた」ですが、回答率には大きな差が出ています。</p> <p>最後の9ページです。杉並区の子育てについて、「どちらかということ子育てしやすいまちだと思う」が5割を超え、これに「子育てしやすいまちだと思う」を足すと約75%となります。</p> <p>次に、「今後も杉並区で子育てしたいと思うか」の回答では、「ずっと杉並区で子育てをしていきたい」という回答が47%。「当分の間は杉並区で子育てをしていきたい」の43%を足すと、こちらも約9割の方が今後も杉並区で子育てをしたいと回答しています。</p> <p>なお、各質問の詳細な内容につきましては、資料6の単純集計でご確認ください。</p> <p>ニーズ調査の結果については以上でございます。</p>
会 長	<p>ご報告をありがとうございました。全体としましてかなり分量もあるアンケートだったんですけれども、就学前児で58.6%、小学生で46.9%、全体で5割を超える回答が得られたということで、調査自体は有効回答が非常に多かったと感じています。</p> <p>それでは、今のご報告につきまして、ご質問、ご意見がありましたら挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>小学生のニーズ調査の集計結果で質問させていただければと思います。私自身4年生の子どもがいるというところで、資料5の7ページの「放課後の過ごし方」の(1)が1～4年で、(2)が5～6年という分け方になっていますけれども、保護者の実感としては、学童クラブが終わるのは3年生というか、ほとんど現状はそういう状況です。</p> <p>子どもたちの放課後の過ごし方が大きく変わって、親のかかわりも大きく変わるのが4年生になっているというところで、この分け方の根拠ですとか、そういったことを伺いたいと思います。</p>
子育て支援課長	<p>学童クラブは通常ですと小学3年までですが、杉並区は基本的に4年生まで対応しています。そのため、現状の学童クラブの対応年数で1～4年生まで。また、新制度では、6年生までが学童クラブの対応ということになりますので、5～6年生のニーズも調査しています。</p>

委員	<p>確かに制度的に4年生まであるんですけれども、4年生はほとんど夏休みまでで終わってしまって、この時期の質問ですと5～6年と同じようなということがあったりしたので。</p> <p>多分、4年生の中でも夏休み前と後でかなり違ってきて、制度があっても4年生が入れない学童クラブが多くなっているの、それだけ現状をお伝えできればと思います。</p>
子ども家庭担当部長	<p>今日お示ししたものは、お話しいただいたような学年別ではお示していないので、少しお時間をいただいて、こんなふうに学年進行で変化しますよということの資料を改めてご提供していきたいと思います。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。それでは、ほかにいかがでしょうか。</p>
委員	<p>杉並区の子育てについてという質問項目があるんですけれども、割と抽象的な杉並区は子育てしやすいまちだと思いか、思わないかというところで、思わないと回答された方の理由はどのようなものがあったんでしょうか。</p> <p>あとこれを質問された意図ですね。割と抽象的に子育てしやすいまちだと思いか、思わないかとざっくりしているんですけれども、これを質問した意図がわからないので教えていただければと。</p>
子育て支援課長	<p>まず一つ目の質問で、あくまでも選択なので、理由までは聞いていません。</p> <p>この質問の意図なんですけれども、一つのベンチマークとして、今後またこの調査をするに当たって、例えば5年後に実施したときに、今回のアンケートとの対比でどう変わったのか。子育てしやすいまちだと思いうという考えが、今後、5年後にどう変わっているかを知りたいということで、こういう質問をさせていただきました。</p>
子ども家庭担当部長	<p>いま課長がお話し申し上げたとおり、これからの調査でそういうところは十分意を酌んでやっていくように努めたいと思います。そういうことをやってデータをきちんと積み重ねていくことは必要と存じますので、次回以降の調査の参考のご意見として受けとめたいと思います。</p>
副会長	<p>今の件なんですけれども、アンケートの最後のところに「杉並区の子育て環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください」というところがあります。</p> <p>無回答の方も多いと思うんですが、そこに書いていただいた答えと今問28と問29の結果をクロス集計というか、そこで分類して分けていただくと、少しはご質問のところがわかるんじゃないかと思うので、その分析を進めていただければと。</p>
子育て支援課長	<p>今日お出しできなかったのですが、自由回答も今まとめていますので、改めて整理して資料をお出ししたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。そういう解析は有効だと思いますので、もしできましたら次回によろしく願いいたします。</p> <p>ほかにいかがですか。</p>
委員	<p>前回のニーズ調査の質問の仕方といいいますか、そういうところから疑問を感じていたんですけれども、ここでいいいますと例えば問14-5です。</p> <p>この調査はニーズ調査なので仕方がないんですけれども、例えば利用していない理由があります。1番のところに「母親または父親がみている」という回答があり、確かに11番に「その他」というのがありますが、どうしても預けるという方向に質問が全部いっているような気がします。</p>

	<p>例えばこの中に一つ「自分たちで子育てをしたいから」というような回答があると、また違うと思います。だけど、これは全体的に預けることが前提になっていて、保護者が預ける、預けてほしいみたいな感じの、預けられますからご自由にどうぞみたいなところを引き出すようなニーズ調査になっているので。</p> <p>今後は回答率と照らし合わせて施策を決めていくと思うんですけども、どうしても親優先のニーズ調査になっているので、これから進めていく上で子ども優先の施策になっていったらいいなと思いました。</p>
子育て支援課長	<p>今、委員のおっしゃったような意図が、これからご報告するニーズ調査の結果としてあらわれているのかなと思います。国でもそのような声が出ていますので、まさしくそのあたりがこれからご報告する見込み量の中に出ていると思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。</p> <p>よろしければ時間がありますので、次の(2)がセットになっていますので、(2)の杉並区子ども・子育て支援事業計画における事業の見込みについてお願いします。</p>
子育て支援課長	<p>議題(2)の事業量の見込みについて説明させていただきます。ここは結構ボリュームがありますし、複雑なので、ゆっくり説明させていただきます。</p> <p>皆さんにお渡ししている資料8が、先ほど部長からありました、今回国から1月下旬に配付されました「量の見込み」の算出等の手引きです。今日こちらは使いませんが、この手続きに基づきまして今回見込み量を算出しました。資料7はその冒頭部分を簡単にまとめたものでございます。国は全国の区市町村に、資料8を使って見込み量を算出するということを通知しています。</p> <p>まず、資料7をごらんください。最初に、ニーズ調査の保護者の状況と父母の就労状況に基づきまして、回答された方をここに記載しています。タイプAからタイプFまでの八つのタイプに分類します。タイプCとC[〃]、タイプEとE[〃]は同じパートタイマーですが、備考に施設利用が書かれていますが、ダッシュがついたほうはパートタイマーでもより短い就労で、幼稚園利用を想定している方でございます。</p> <p>各タイプAからFのところ、保育が必要な方または保育を必要としない方ということで、備考欄に利用を書いています。</p> <p>次に、1枚お開きいただきまして表2です。これはクロス集計による現状の家庭類型のイメージです。タイプAのひとり親は父、母のどちらかがいませんので、ここに書いていません。それ以外はこのイメージで、タイプAからFを分類しました。タイプB、C、Eが保育利用、それ以外のところが幼稚園利用の対象者となります。こちらが現状の家庭類型になります。</p> <p>今回、潜在ニーズを含めた調査ということで、現状のものから潜在ニーズを含めた家庭類型に変えることになっています。</p> <p>まず、現在パート・アルバイトで就労している母親がフルタイムへ転換希望と、現在就労していないか、または休職中の母親が1年以内に就労するという潜在ニーズを取り出します。その下の表3が、クロス集計による潜在ニーズを含めた家庭類型のイメージです。幼稚園利用者から、現在無職またはパート・アルバイトで保育園の利用者を抜き出します。</p>

表4に、現在の家庭類型から潜在ニーズを含めた家庭類型への比較表を計算しました。この潜在ニーズを引き出す作業により、フルタイム就労のタイプBが現状では884人、約40%ですが、先ほど説明しましたものを引き出すことによりまして964人になります。長時間のパートタイム就労のタイプCは72人増加しました。また、現在働いていない専業主婦であるタイプDは、潜在ニーズの関係で200人減少しました。国の手引きでは、全て右側の潜在ニーズを含む家庭類型で、見込み量調査を行うことになっています。

次に、これから資料10でご説明します「教育・保育」に係る量の見込みの算出方法です。

まず設定年度ですが、27年度から1年間ずつの各年度で設定します。

量の見込みの算出方法ですが、最初に各年度の推計児童数を出しまして、潜在家庭数の割合を出します。先ほど説明しました潜在ニーズを含む家庭類型の割合を出します。この家庭別の児童数に利用したいかどうかという意向率を掛け、見込み量を算出します。

まず、(1)幼稚園利用が想定される1号認定です。この対象者としては、専業主婦(夫)や短時間パートタイム就労をしている3歳以上の家庭。平日、定期的に利用したい事業として、幼稚園等を選択した方です。

(2)の2号認定は、両親が就労しているため、保育の認定になりますが、短時間就労なので、施設としては幼稚園利用が推定されます。この対象家庭はひとり親、フルタイム就労、長時間パートタイムに就労している3歳以上の家庭で、現在、利用している事業として幼稚園を選択した人の割合です。

つまり、先ほどは専業主婦(夫)と就労していない方が対象となっていました。2号認定は保育認定ということなので、就労している方で幼稚園を選択した方の割合となります。

(3)の2号認定は、保育施設を利用される予定の方です。対象者は2号の幼稚園利用が想定される方と一緒に、親が就労している3歳以上の家庭です。利用意向としましては、平日、定期的に利用したい事業として、認可保育所等の保育施設などを選択した人の割合から、先ほどの2号の幼稚園利用が想定される者を除いた数です。

(4)3号認定は、0～2歳の保育施設の利用が想定される方です。対象者の家庭は2号認定と同じで、利用意向につきましては、平日、定期的に利用したい事業として、認可保育所等保育施設やベビーシッターなどを選択した人の割合です。

次の4ページの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法です。設定年度につきましては、「教育・保育」と同様に27年度から31年度までの各年度で設定します。

量の見込みの算出方法につきましては資料11に記載していますので、後ほど説明します。

次に、資料9の平成31年度までの児童数の推計でございます。先ほど見込み量を算出するに当たって児童数の推計を利用するとご説明しましたが、その資料でございます。

裏面ですけれども、各年度ごとの児童数の実績及び将来推計ということで、25、26年度が実績で、27年度から推計5年間を記載しています。

なお、この推計数値ですけれども、平成23年度に杉並区総合計画・実行計画策定の基礎資料として区が推計したものです。そのため、見て

おわかりのとおり、推計値は実績値と比べて、0～4歳児が大きく減少しています。改めて26年度当初に区としまして新たな人口推計を策定する予定ですので、今後の支援事業計画の策定に当たりましては最新の人口推計を活用していくこととします。

続きまして、資料10 差替版 をお開きください。先ほどの資料7を使いまして、国の手引きに基づいて算出しました「教育・保育」に係る量の見込みです。

左側の表ですが、一番左側が認定の区分です。次が、利用を想定している施設名。保育園か幼稚園か。次が年齢。次に平成27年度から31年度までの見込み量の推計です。

まず、3号認定です。0～2歳で保育施設を利用している3号認定につきましては、0歳児の平成27年度の見込み量は、0歳と27年度のところをクロスしていただきたいんですが、2,249人。1歳児は2,096人。2歳児は2,069人となっています。以下、28年度から31年度までが右側に続きます。

その下ですが、3歳から5歳までの2号認定と1号認定の見込み量です。2号認定の保育施設利用の3歳児の27年度の見込み量は1,377人。4歳児は1,434人。5歳児は1,439人となります。

その下の2号認定の幼稚園利用の推計見込み量です。3歳児の平成27年度の見込み量は293人。4歳児が305人。5歳児が306人となります。以下、28年度から右に続きます。

幼稚園利用の1号認定の推計見込み量です。3歳児の27年度の見込み量は1,425人。4歳児は1,486人。5歳児は1,491人となります。以下、28年度以降は右に書かれています。

合計としまして、一番下の欄ですが、平成27年度の3～5歳児の保育施設及び幼稚園の利用量見込みは9,556人。そのうち括弧内が幼稚園分で、5,306人が幼稚園を利用する見込みです。

これに対しまして、右ページをお開きください。こちらは国の手引きに基づく「教育・保育」の見込み量に対する考察を記載しています。28年度以降も同じような傾向であり、この考察につきましては27年度みの数字で比較しています。

まず、右の一番上の表です。平成27年度の見込み量に関する保育施設利用のみの考察です。0歳児の見込み量が2,249人。0歳児の推計人口が3,650人ですので、人口比率が61.6%。約6割の方は保育施設の利用希望があるという数値になっています。

その横の数値は、先ほどの見込み量を出す際に潜在ニーズも含めるとご説明しましたが、その潜在ニーズです。現在は働いていないまたは短時間就労の方の中で、1年以内に働くことを予定している人の見込み量です。見込み量2,249人のうち、約11%の258人が潜在ニーズによる見込み量になります。

その右の平成26年4月の歳児別保育需要数（粗い見込み）をご覧ください。この欄は、保育施設需要見込みとして今年度行われました26年4月入所の認可保育所申込み者の数や、推進プランの取組により保育定員を拡大する新設保育施設を含む26年4月現在の保育施設定員の見込みなどをもとに、現時点における粗い数値ではありますが、認可保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員など、認可外保育施設の利用見込みの数を算出して比較したものでございます。

0～2歳が4,500。26年1月1日の人口比率でいいますと37.3%で

す。3～5歳につきましては3,900で、35.1%。0～5歳につきましては8,400で、36.3%です。

真ん中の表は27年度の保育施設利用の見込み量と26年4月現在の保育施設別の定員を0～2歳、3～5歳でまとめたものです。0～2歳の見込み量の6,414人に対しまして、施設の定員合計は3,828人。率として60%。3～5歳は見込み量4,250に対して、施設の定員合計は4,197人。率として82%。0～5歳の合計は、見込み量1万664に対して、施設の定員合計は8,025人。率として75%となっています。

一番下の表は1号認定の幼稚園です。平成27年度の見込み量については5,306人。それに対して、平成26年4月の幼稚園の予定定員は6,535人となっています。

これらの数字から、左の表の見込み量につきましては、真ん中にちょうど丸で三つ記載していますが、0～5歳の見込み量は全体として26年4月の歳児別保育事業の対人口比と相対して高い傾向にあること。最も比率が高い0歳児の61.6%につきましては、26年度認可保育所申し込みのうち、0歳児の保護者の育児休業取得割合が約8割という実態があるため、見込み量の算出については別途補正する必要があるのではないかと考えられます。

3～5歳につきましても、保育施設希望の見込み量は高いですが、逆に幼稚園を希望した1号認定と2号認定の見込み量は実態より1,000名ほど低く出てしまっているということが挙げられます。これが国の手引きに基づく「教育・保育」の量の見込みです。

引き続き、資料11(差替版)をお開きください。同じく、国の手引きに基づきまして、「地域子ども・子育て支援事業」に係る量の見込みです。地域子ども・子育て支援事業につきましても、国の量の見込みの算出の手引きに即して行っています。

この資料の見方ですけれども、各事業別に上から事業概要、27～31年度までの見込み量、見込み量の考え方、算出方法。そして、欄外に平成25年度における実績数値等を記載しています。

まず、1番の保育施設における時間外保育です。1年間に19時以降の延長保育を必要とする0～5歳児の人数の見込み量の考え方としまして、27年度の見込み量は3,011人。このうち潜在ニーズの見込み量は294人となります。なお、時間の関係上、27年度のみ報告させていただきます。

これに対しまして、25年度における延長保育年間利用可能人数としまして、認可保育所1,140人。最長22時まで預かることができる認証保育所695人を足して、1,835人の利用可能人数があります。

次に、学童クラブです。学童クラブを利用する小学生の1～6年生の人数の見込み量です。1～4年までの平成27年度の見込み量は3,214人です。5～6年の見込み量は357人。合計しますと3,571人となります。

こちらの算出方法としましては、先ほど説明しました1～6年生の小学生がいる保育が必要な家庭の学童クラブの希望率×推計人口です。

平成25年度における学童クラブ年間利用可能人数としましては、区立学童クラブが3,490人、民間学童クラブが80人。合計3,570人です。

次に、子どもショートステイです。1年間にショートステイを利用する述べ人数の見込み量としまして、平成27年度の見込み量は2,857人となっています。

こちらの算出方法としましては、全ての家庭で「ショートステイを利用した」「やむをえず子どもだけで留守番をさせた」方の回答と希望利用日数と推計人口を掛けたものです。

平成 25 年度における子どもショートステイ年間利用可能人数としましては 2,920 人です。

4 番の地域子育て拠点事業です。1 年間に利用する子どもの述べ人数の見込み量としまして、平成 27 年度の見込み量は 54 万 6,852 人となっています。

こちらの算出方法としては、0～2 歳児がいる全ての家庭類型で「利用したことがある」「利用したことはないが、今後利用したい」の回答割合と利用希望日数と推計人口を掛けたものです。

平成 25 年度における年間可能人数としましては、つどいの広場が 1 万 6,200 人、ゆうキッズが 36 万 3,298 人。合計 37 万 9,498 人になります。

この地域子育て拠点事業は主に平日の日中に開催されることが多いですが、見込み量の算出としまして、両親ともフルタイムで働く全家庭を含めて算出しています。参考に、フルタイム就労家庭の利用希望として矢印で引いていますが、20 万 9,448 人となっています。

次に、3 ページの一時預かり事業です。この事業は三つに分かれています。一つ目は幼稚園が在園児を対象に保護者のリフレッシュ等のために行う不定期の預かり事業です。1 年間に利用する子どもの述べ人数の見込み量としまして、平成 27 年度の見込み量は 8 万 8,644 人となっています。

平成 25 年度における幼稚園一時預かり事業利用可能人数は 13 万 4,867 人となっています。

(2) は幼稚園が在園児を対象に、保護者の就労等のために行う定期の長時間預かりです。こちらにも 1 年間に利用する子どもの延べ人数の見込み量としまして、平成 27 年度の見込み量は 21 万 191 人となっています。潜在ニーズにつきましては 3 万 6,844 人となっています。

こちらは先ほどと同じ 2 号認定ですので、保育が必要な家庭タイプの幼稚園を希望した方の数と母親の就労日数と推計人口を掛けたものです。

25 年度における利用可能人数は、幼稚園の定期的預かりとしまして 2 万 8,940 人となっています。

次のページの(3) 地域の一時的預かりです。こちらは保護者のリフレッシュ等や冠婚葬祭などの急な用事があったときに行う、その他の一時預かり事業です。

1 年間に利用する子どもの延べ人数ということで、平成 27 年度の見込み量が 26 万 9,620 人となっています。

25 年度における利用可能人数ですが、ひととき保育は 2 万 5,000 人。一時保育は 3,000 人。私立保育園が 6,700 人。ファミリーサポートが 5,428 人。合計として足しますと、4 万 128 人となっています。

この一時預かりにつきましても、先ほどご説明しました地域子育て拠点支援事業と同様に、平日の日中に実施されることが多い事業です。

見込み量の算出方法としましては、0～5 歳児の全家庭類型によりまして「保護者の私用等による一時預かりを利用したい」の回答率と希望日数と推計人口を掛けています。

参考に、フルタイムの方の利用希望につきまして枠外に書いていますが、12 万 4,324 人となっています。

	<p>6番の病児病後児保育です。1年間に病児病後児保育を利用する延べ人数の見込み量の考え方として、平成27年度の見込み量は2万2,558人になります。</p> <p>こちらの算出方法としましては、記載のとおり保育施設を利用する家庭類型で「子の病気やケガで保護者が休んだ者」のうち「病児保育を利用したい」「病児保育を利用した」「ファミリーサポートを利用した」「仕方なく子どもだけ留守番させた」の回答率に希望する利用日数と推計人口を掛けたものでございます。</p> <p>25年度における年間利用可能人数につきましては2,400人です。</p> <p>最後に、子育て援助活動支援事業（小学生を対象としましたファミリーサポート事業）です。1年間にこの事業を利用する延べ人数の見込み量としまして、27年度の見込み量は1万9,916人。25年度におけるこの事業の利用可能人数は3,177人となっています。以上でございます。</p>
会長	<p>ご説明をありがとうございました。</p> <p>それでは、今のご報告に対する質問、意見をよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>資料10の3号認定と2号認定について伺います。3号認定、2号認定とも保育の必要性ありという基準であるわけですが、ここで言う保育の必要性ありというのは、保育に係る要件を満たしているという意味ですか。</p>
子育て支援課長	<p>そうですね。ここではまず就労時間を確認していますので、48時間以上の就労をしている方というのが保育認定に含まれます。</p>
委員	<p>そうすると、今度27年度から保育に欠けるという要件から保育を必要とするという要件に変わるわけで、この辺が大幅に変わると思うんですけども、その辺に対する考慮はどうなんでしょうか。</p>
子育て支援課長	<p>現状につきましても、杉並区では保育認定を受けるために月48時間以上の就労が必要になっています。その辺は、今の就労希望の時間と同じでございます。</p>
委員	<p>国の基準でご存じのように変わるわけですが、この時点でそれは考慮していないということですか。今度48時間ではなくなるので。</p>
子育て支援課長	<p>国では48時間から64時間の間で、就労時間については各自治体で下限を定めることになっているのですが。</p>
委員	<p>例えば学校に通っているとか、家庭で仕事をしているというのも、保育を必要とするという要件に入ってくるわけですが。</p>
保育課長	<p>ただいまのご質問は、後ほど基準のほうで資料をご説明しようと思っておりました。いま委員からお話があったとおり、保育を必要とする事由で、就学なども対象として国のほうで考えられていますので、そうしたところも加味して見込んでいるということでご理解いただければと思います。</p>
委員	<p>加味してこの推計をしていると理解していいんですね。</p>
保育課長	<p>はい。</p>
委員	<p>もう一つは、呼び水効果ということを言われるんですが、供給が需要をつくり出すということで、今までずっとそうでしたけれども、待機児が解消されると待機児が増えるということが続いています。こういうことについてこの推計で考慮されているのでしょうか、いないのでしょうか。</p>
子ども家庭担当部長	<p>今回の国の手引きでいえば、今は働いていないけれども、1年以内に就労したいと思っている人も含めて保育の必要性を見えています。そうい</p>

	<p>った意味では、今のお話の部分も含めて、潜在的なところは見ているという理解でよろしいかと思えます。</p> <p>ただし、資料 10 も資料 11 もそうなんですけれども、頭のところに枠囲みで記載しているとおり、やはり高めに出る傾向があります。</p> <p>今日の「教育・保育」の部分だけではなくて、地域子ども・子育て支援事業についてもそういった傾向がうかがえますので、委員の皆様のご意見等を参考にしながら、次回以降、さらに精査した形で資料も提出してご議論いただければありがたいと思っていますところでございます。</p>
委員	<p>それともう一つ、資料 10 の右側の 0 歳児の数字です。今日も別の東京のある市で保育園の理事会があり、話が出ていたんですが、そこでは 0 歳児に、現在空きがあるというような話があったんですが、実際にこの数字はちょっと高過ぎるかなと感じていますので、もう一度精査をいただきたいと思えます。</p>
保育課長	<p>まさに、いま委員がおっしゃられたところが杉並区でも実態として現れています。0 歳児の場合には、二つ目の丸にも書いてあるとおり、育児休業を取得されている方がとても多い。実際に、認可保育所の選考で内定を受けられた方も、その後、申し込みそのものを取り下げる方が多数発生しておりまして、育児休業を延長して育児を続けたいという理由の方が多という実態があります。</p> <p>したがいまして、二つ目の丸で、今年度の申込者のうち、0 歳でお申し込みされている方の現況からすると約 8 割の方が育児休業中であり、そういった方が多いということから、このニーズ調査の結果に基づく、国のワークシートの見込み量の 0 歳に占める割合が 62%というのは、高めにでているということが見てとれるということで付記しているものでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>先ほどもご説明していただいたんですけれども、資料 10 の幼稚園の見込み量のところなんです。いま私立幼稚園では約 1,000 人以上の園児が就園しています。来年度もやはり定員を超えている園もあります。</p> <p>あくまでも見込みなんですけれども、保育施設の数値はずごく高く出るのに、幼稚園だけは 1,000 人ぐらい下がってしまっているという見込みの出し方はどうなのかなと思えます。</p> <p>一応幼稚園として見込みを入れていただいているんですけれども、1 号認定の方が幼稚園に通いながら、かなり変更になっていく。ある程度子どもが安定してくると、子どもの登園時間だけはお仕事をするという形でパートに出られる方もどんどん増えていきます。そういうふうに見込み量も変わってくる可能性があるのではないかと思います。</p> <p>あと 0～2 歳までは保育園に通っていたけれども、教育的な要素をもっと取り入れたいということで、保育園からの転園希望の電話もかなりかかってきます。やはり幼稚園の 1 号認定も、いろんな面で人数が変わってくるのではないかと思います。</p>
子育て支援課長	<p>実は杉並区だけではなく、23 区の課長会で情報交換する中で、どの区もやはり 1 号認定が低く出て、3 号認定が高く出るというのは共通してございます。</p> <p>幼稚園認定が 1,000 名も低く出ているというのは、かなり実態と異なっているのかなというのが実感です。</p>
副会長	<p>先ほどのアンケートの資料 3 の 8 ページのデータがあるんですけれ</p>

	<p>ども、認可保育園が 52%、次に幼稚園が 42%、次に幼稚園の預かり保育を利用したいという割合が出ていて、これらはかなり高い数値だと思います。</p> <p>今の見込み量の計算はあくまで国が定めたもので計算しただけなので、実際の利用したいという杉並区の保護者の方のニーズとはちょっとずれていると思うので、こちらの数値も考えたり、あるいは預かり保育を幼稚園のほうでもっとふやしていくとかいうことも考えたりしていただいて、もうちょっと調整できるのではないかと思います。</p>
会 長	ありがとうございます。
委 員	<p>今のところなんですけれども、いい、悪いということは抜きにして、前回の会議でもお話があったように、そうやって預ける子が多くなる傾向にあることがいいのかどうかということはあるけれども、実感でいうと、うちの近所の幼稚園はやはりなくなっちゃったんですね。でも、保育園は足りない。これが生活している上で、そう感じるところです。</p> <p>統計をとるということは数字に追われるんですけれども、いいか悪いかは別にして、実感するところはやはり幼稚園よりも保育園にニーズが集中しているということで、幼稚園のほうは人気がないとは言いませんけれども、何でこういう状況で保育園に集中しているのか。どう見ても、アンバランスですね。これは何でだとお考えですか。</p>
子ども家庭 担当部長	<p>女性の就業率が年々高まってきていますから、そういった意味で長時間保育のニーズが高まっているというのは事実として受けておられます。ただ、あまりにも保育所と幼稚園のニーズの差が大きすぎて、実態とは大きく乖離しているのかなと。だから、多少補正が必要ではないかと考えています。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>私のほうからですけれども、資料 11 差替版 の 3 ページの (2) 幼稚園在園児対象の定期的預かり事業の人数を見ていると、非常に大きな人数がここで表明されていて、21 万人となっています。現在は 2 万 8,000 人なんですけれども、保育園と幼稚園のどちらかというよりは、時間に対してのニーズが今あることは確かだと思います。</p> <p>また、今のご議論にありましたように、国の手引きによって今回算出しましたので、実際の必要量と比べて幼稚園が低めで、保育所が高く出ているのは事実です。</p> <p>先ほど副会長のほうからもありましたように、幼稚園を今後利用したいという割合も 4 割を超えていますので、杉並区の実情に合わせた補正がやはり必要だと思います。この一定の補正を経て、次回の会議で見込み量についてご議論していきたいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>今の私の提案を含めてご意見がありましたら、まだ少し時間がありますのでお願いします。</p>
委 員	<p>先ほどの幼稚園の人気がないではないですけれども、保育園のほうに行ってしまう。幼稚園がなくなってしまう理由は、多分保育園の保護者のほうが声を表に出して言っている方が多いというのはあると思います。テレビで取り上げられたりすると、公に保育園という形になると思います。</p> <p>先ほど幼稚園がなくなってしまうというお答えがあったんですけれども、基本的に私立幼稚園は、基本財産は全部自分で出して運営しているんですね。設置者が学校法人になったり、宗教法人であったり、あと</p>

	<p>個人立であったりするわけです。学校法人の場合には資産を国に寄附するかわりに、補助金をいただいて運営していくという経緯があります。宗教法人は宗教法人の設置で運営しているし、一応補助もいただいています。</p> <p>個人立も補助はいただいているんですが、閉園する幼稚園は園長先生の持ち物ではないことがあります。設置者が親族であったり、土地が親族のもので、幼稚園の持ち物ではなかったりすることがあります。そうすると設置者が生きていたときはいいんですけども、亡くなったときに設置者変更があります。本人の持ち物であれば相続して、そのままどなたかが続けていくことができるんですけども、設置者変更をするときに土地を持っている方がもうやらないという形になると、そこは続けていけなかったりすることもあります。そこを相続のために売らなければいけないということが発生した場合には、設置変更ができなくておやめになるということがここ数年ありました。</p> <p>個人立ですと個人で持っているものですが、法人ですと法人の持ち物なので、存続するということが皆さん学校法人に変えられたり、宗教法人として続けられているという経緯があります。</p>
会 長	ご説明いただき理解できました。
委 員	今のお話は相続とかの引き継ぎで継続できないということによかったですか。
委 員	そうですね。やめた理由はそういうことです。
委 員	<p>そういうことが原因ということもあるんだと思います。</p> <p>先ほどの私の質問の趣旨は、ここに出てくる数値が多い少ないということもあるとは思いますが、やっぱり幼稚園に行こうとしている人自体が少ないというふうに数値的にも言えるのかなという思いもあります。逆に、保育園に行こうとする人のほうがやっぱり多いのかなとも見てとれる。</p> <p>先ほどもどちらからかお話があったように、少し後まで時間的に長く預かるという努力が幼稚園のほうでもされることによって、長く預かることがいいかどうかわかりませんが、そうすることでもっと幼稚園に預けようかなと思う人がふえる。これがアンバランスを解消する方法になるということはありませんか。</p>
子ども家庭 担当部長	<p>いま私立幼稚園のほうも、区で長時間預かりをやっていただくための独自の補助制度に基づいた長時間預かりを広げているところです。これからも私立幼稚園経営者の方々とそういった話をしながら、時代の変化に即した対応を共に考えていきたいと思っています。</p> <p>いずれにしても、次回までに必要な精査をして議論を深めて、杉並区の支援事業計画策定に当たっての見込みの議論を進めていければと思っていますので、よろしくをお願いします。</p>
会 長	ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。
委 員	<p>今も幼稚園と保育園の話が出ていましたけれども、うちの子ども場合は幼稚園なので、どこに属するかによって、肌で感じる感覚はいろいろだと思います。</p> <p>保育園へのニーズで、幼稚園に対してのニーズはあまり感じられないということでしたけれども、私の子どもが行っている幼稚園は1学年が6クラスという学校規模であります。預かり保育もされていますが、定期的はずっとしている方はそんなに多くないので、自分の所属している</p>

	<p>ところよっての肌感覚でのニーズとしてしか捉えられない。あとはこういう数字に出てくるということなので、どういう抽出をしたかということにもかかわってくると思います。</p> <p>特に杉並区は、私はここの生まれなんですけれども、もともと幼稚園が多い地区でしたので、保育園が少ない土地柄でもあります。今の時代と今までのニーズが著しく変化している区だと思います。もちろんいま住んでいる方のニーズもきちんと捉えていただいて。</p> <p>私の妹は保育園の母で、私は幼稚園の母なので、両方よくわかるんですが、どちらの方の声もちゃんと捉えていただかないと、区という大きなところではどっちもどっちになってしまうという心配があります。</p> <p>幼稚園の母としては、幼稚園のニーズもありますということ声を声にしたいということと、「地域子ども・子育て支援事業」に係る量の見込みということとありますと、地域の子ども・子育て支援のニーズはここにしか載ってこないということですか。</p> <p>非常に気になるのは、1号のお母さんは保育園と幼稚園のお母さん。要するに、就労時間の短い方もしくは就労していない方も含まれていますが、小学校になると学童クラブのニーズしかとっていませんよね。</p> <p>私の子どもはいま3年生なんですけど、就労していない母の小学生の子どもにおける支援事業というのは、居場所という預かり事業の形では発生しませんが、やはりニーズがあると思います。私がそこに属していますので、実際に聞こえている声としては、子どもが1～2年生でまだ小さいので長い就労はできないが、子どもが帰ってくるまで働きたいと。ただし、3～4時ぐらいまで遊んでくれるところがあればいいなということ、学童クラブに入れるほどではないんだけど、子どもが1人で安心して遊べる場所がほしいという声はかなり聞きます。幼稚園のお母さんでも、そういう方はいますので。</p> <p>定期的に預けたい方に対してのニーズはここに上ってきていますけれども、不定期に預けたいというか、そういった居場所についてのニーズはここに載っていませんので、その辺のところはどのようにお考えなのかと思います。支援してくれないのかしらと思いますので、その辺をお伺いします。</p>
<p>児童青少年課長</p>	<p>こちらの資料11のいまご指摘がありましたところにつきましては、あくまでも「地域子ども・子育て支援事業」と銘打っている、いわゆる預かりについてのニーズ量の見込みで、国の手引きに従ってお示しているというふうにお考えいただきたいと思います。</p> <p>いま委員がおっしゃっていた小学生以上の子どもたちの居場所というか、遊べる場所ということについていえば、先ほどご説明させていただきましたニーズ調査をしたアンケートで、放課後にいられる場所ということでこういうところで遊ばせたい、こういうところで過ごさせたいというご希望が出てきます。そこで幾つかの場所が出ています。そうしたところはニーズとして捉えさせていただいて、今後の支援事業計画にも反映していくという考えでいます。</p> <p>決してこの部分だけを見ているというわけではなく、それ以外のところも私どもとしてはきちんと見ていきたいと考えているところです。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ、一緒に載っていると、数の比較として、例えば先ほど出たよう</p>

	<p>な意見のあれがわかりやすいと思ったので、一緒に見ていくといいかなと個人的に思いました。以上です。ありがとうございます。</p>
委員	<p>どうもありがとうございました それでは、先に進ませていただいてよろしいでしょうか。(3)国における基準の策定状況等について、ご説明をお願いします。</p>
子育て支援課長	<p>資料12 差替版 をごらんください。資料12～16まで、基準についての説明になっています。資料12で総括的にご説明させていただきます。</p> <p>まず、区市町村が定める基準は、記載のとおり四つとなります。1が地域型保育事業を開設するに当たっての認可を行うための基準である地域型保育事業の認可基準。2が学童クラブを開設及び運営するに当たっての基準である学童クラブの設置及び運営に関する基準。3が子ども・子育て支援新制度の給付対象となる事業所の確認をするための基準である特定教育保育・特定地域型保育の運営に関する基準。4が保育を必要とする世帯の必要性・必要量を認定するための基準である保育の必要性の認定などに関する基準。この四つの基準を今後定めることとなります。</p> <p>基準作成に当たりまして、国は「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の項目を定めています。「従うべき基準」とは、法令の「従うべき基準」を下回る内容を定めることはできませんが、地域の実情に応じて基準以上の内容を定めることが許容される基準です。「参酌すべき基準」とは、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準です。</p> <p>策定の時期ですが、25年度末に予定されている国の政省令の作成後、平成26年9月までに区市町村の基準を策定するというのが国の考えです。</p> <p>参考としまして、新制度における教育・保育施設ごとの基準をここに記載しています。</p> <p>続きまして、今回、資料13以下を用いましてご説明するのは、国の基準案と現状の区の基準でございます。</p>
保育課長	<p>それでは、続けて、資料13をご説明させていただきます。地域型保育事業の認可基準ということで、括弧書きで地域型保育事業とは何かということを中心に解説しています。</p> <p>国のほうでは1の小規模保育事業、2の家庭的保育事業、3の事業所内保育事業、4の居宅訪問型保育事業の四つを地域型保育事業と位置づけています。その基準について、今でも国の子ども・子育て会議のほうで議論されていますが、これは平成25年12月の段階で示された国の資料から持ってきたものと、いま子育て支援課長からありましたように、現在の区の基準を対比させて比べたものです。</p> <p>まず、1番の小規模保育事業についてはA型からC型の三つの区分になっています。A型(分園型)と書いてありますが、認可保育園の基準を横引きして国のほうでは考えていまして、認可保育園の分園で人数が少ない規模の基準をベースに考えられているものです。</p> <p>表側は職員数から嘱託医まで書いていまして、それぞれ括弧書きで、先ほど説明した「従うべき基準」なのか、「参酌すべき基準」なのかを付記して比較しています。</p> <p>主な点をご説明させていただきます。まず職員数につきましては、下線が引いてありますが、国の基準では1・2歳児が子ども6人に対して保育士1人となっています。現在、区の基準では、1歳児については5</p>

人に1人ということで、手厚く配置をしています。2歳児については、国の基準と同等になっています。

職員資格については保育士で、同じです。

保育室は設備については同じですが、面積は0・1歳児は1人3.3㎡、2歳児は1人1.98㎡ですが、区の基準は、0歳児は1人5㎡ということで、ここも手厚い基準にしています。1歳と2歳については国の基準と同等の基準です。

給食について、国の基準案では自園調理とは言いながら連携施設等からの搬入可としています。区の基準では自園調理で、2歳児以下は搬入不可にしていますので、自園調理となっています。

以下、耐火基準については同等です。

次に連携施設とありますが、これについては地域型保育事業全般に言えることなんです。0～2歳児を対象にしていますので、3歳児以降のところは認可保育所または幼稚園が想定されるわけですが、そういった連携施設を持つことが国の基準上考えられています。これについて、いま国の議論では制度実施に合わせてということではなく、ある程度の経過措置を設けた上で設定してはどうかという議論が交わされているところであり、区としても課題の一つとして捉えています。

A型のところで1点誤植があります。最後の嘱託医のところ、区の基準で嘱託医となっていますが、分園については置かないこともできるということをしていて、その説明が漏れていました。おわびして訂正します。

続きまして、右側のB型をごらんください。中間型と言っていますが、C型との中間という意味で、後ほどC型についてはご説明します。

同じように、職員数以降、国の基準と比較しています。大きく違う点は職員資格になります。国の基準では保育士の割合を2分の1以上として考えられていますが、区の事業であります小規模保育事業は今年度「東京スマート保育」を導入していて、区の基準としては6割以上、施設長は専任で置くところが国の基準案とは異なっています。

一方、保育室につきましては、区の基準上は屋外遊戯場を設けることは想定していませんので、そこが1点違うところです。

給食については先ほどのA型と同様ですが、区は自園調理ということで、ただ委託をすることはできるという基準にしています。

続きまして、1枚おめぐりいただき、(3)C型(グループ型)です。このグループ型につきまして、国で考えているのは、一つの建物の中に家庭的保育者が複数入るタイプを考えていて、現状、杉並区ではございませんので、区の基準との対比はないのですが、右側の家庭的保育とC型は国の基準がほぼ同等になっていますので、2番のほうで合わせてご説明させていただきます。

まず家庭的保育の職員数については、国の基準に対して、区の家庭福祉員制度では0～2歳児が3対1という基準は同じですが、保育専用室を2階に設ける場合は2対1ということで、何かあったときの避難等を考慮して、2階以上の場合は少ない人数を保育するという基準にしています。

職員資格につきましては、国の基準では家庭的保育者に、保育補助者を置く場合には、そこに米印で書いてあるとおり、研修を修了した保育士、または保育士と同等以上と市町村長が認める者となっています。右側の家庭福祉員制度は、この五つの基準を全部満たすことということ

	<p>で、保育士、教員、助産師、看護師の資格を持ち、以下四つの基準を設けています。</p> <p>保育室については、ほぼ同等です。</p> <p>給食は、国の基準ではやはり自園調理を基本としながら、連携施設からの搬入可としている一方、家庭福祉員制度のほうでは、実態として調理をしている家庭福祉員はすごく少ないです。どちらかというと、保護者がお弁当を提供している場合がほとんどになります。</p> <p>耐火基準のところでは、区の基準のほうは2方向避難であるとか、避難設備が確保されている施設ということがあります。国の基準は保育所に準じた上乘せ規制なしなので、ほぼ同等かと思いますが、そこが1点違うところです。</p> <p>最後の3枚目をお開きください。3番の事業所内保育事業と4番の居宅訪問型保育事業につきましても、現在、区で実施している事業はありませんので、対比はございません。</p> <p>事業所内保育事業につきましては、定員20名以上は認可保育所と同様の基準です。定員19名以下については、小規模保育事業（A型、B型）と同様の基準ということで、いま国のほうで検討されています。</p> <p>4番の居宅訪問型事業は、いわゆるベビーシッターになります。1対1であるとか、自宅ということになりますので、それ以外の部屋の基準は検討されていないという状況です。</p> <p>私からは以上です。</p>
会 長	<p>ここで1度切らせていただきまして、今のご報告についての質疑応答に入りたいと思います。非常に重要な基準の問題が報告されています。いずれも保育の質にかかわる重要なことで、総じて都あるいは区の基準が若干上回っている状況であると思いますが、ご報告に対しての質問はいかがでしょうか。</p>
副会長	<p>いま会長からお話がありましたけれども、資料13の2ページの上から2段目の職員資格で、国の基準は保育士5割以上ですが、杉並区では保育士6割以上になっています。</p> <p>保育の質を保つためには、保育士の資格を持っている方の割合が多いほうが良いと思いますので、できたら国の基準の低いほうに合わせるのではなくて、現状を維持して、いい保育を続けていただきたいという意見です。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p>
委 員	<p>家庭的保育事業としては、国は3人あるいは5人ということになっているんですけども、杉並区としては6人とか9人体制の家庭福祉員グループもあります。これからどのようになっていくのかというのが知りたいところなんですけれども。</p>
保育課長	<p>ただいまお話がありましたように、区では、複数人での家庭的保育事業を独自にやっています。家庭福祉員さんがお二人の場合には6人、3人であれば9人のお子さんをお預かりするという区独自の事業があります。</p> <p>今はあくまで区の現状との比較ということで、国の基準が3人から5人対応ということで考えられていますので家庭福祉員制度との比較にしましたが、今後、家庭福祉員制度も含めましてどのようにしていくかは、国の基準などもきちんと見ながら、また実際に家庭福祉員として活動されている方々とお話をしながら区としての考え方をお伝えし、皆さ</p>

	んの意見をいただき、どのようにしていくのかを考えてまいります。
委員	よろしく願います。
会長	ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。
委員	<p>ちょっと勉強不足なのでまとまったお話ができないかもしれないんですけども、基準をつくる上で非常に重要になってくるのは費用の問題だと思います。職員を1人増やすとなると、それだけコストがかかる。コストがかかると、誰が費用を負担しなければいけないのかということで、また利用できるかできないかということも出てくると思います。もちろんそのご検討はこれからされていくわけですね。</p> <p>例えばこの前申し上げたように、障害児の指定園をふやすとなると看護師を入れなければいけないという基準があると聞きまして、また人件費の問題も出てくるわけです。そうすると、今度は利用者のほうにそのコストが降りかかってくると、なかなか保育園も利用できないという話を聞いたりします。お子さん2人を保育園に入れるぐらいなら、家にいるほうが安く済む。保育園に送るために働いているようなものになってしまう。</p> <p>先ほどの話に戻ってしまうんですけども、一時保育の預かりのニーズは非常に高く出ていたけれども、実際にその枠をつくって使った人が少ないのはなぜだろう。実は私の子どもは子供園に行っていたんですけども、1時間500円かかるんですよ。下の子が子ども発達センターで療育を受けている間にどうしても預けなくてはならないので、毎週2時間ずつお願いしていました。そうすると(1カ月)8時間預けることになり、8時間×500円は4,000円です。1カ月子供園にかかる保育料の半額をそこで払わなければいけない。ほかのお母さん方に聞くと、預けたいけれども、1回預けて1,000円かかるんだったらお友達に頼んだほうがいいわというふうになってしまうわけです。</p> <p>私立幼稚園の話を知ると、1時間50円で預かってくれるところが近くにあるんです。区立幼稚園で500円、私立幼稚園で50円というのは、いわゆる企業努力みたいなものです。私立幼稚園は保護者のニーズを受け取って、ちゃんと応えているわけです。どうしても預けたい、でもお友達に頼むよりは園のほうが頼みやすいということをやちゃんと受けとめているところがあって、そういうところでも数字が反映されてくるものなので。</p> <p>まとまりがない話で申しわけないんですが、その辺をお聞かせいただけたらと思います。</p>
保育課長	<p>まず、前段のお話です。副会長からもお話しいただきましたけれども、人の配置とコストはどうしても表裏の関係になります。現在も、国のほうでは基準の案を検討しながら、公定価格と言っている給付費用の基準をどうするかという議論も平行して進められています。</p> <p>保育の質と量の拡大をどういうふうに見ていくか、公定価格でどう反映させるかというのが考え方としてあります。ですので、例えば冒頭の保育の質というお話で、保育士を増やせば当然配置することに伴う費用がかさむ。それをきちんと公定価格にも反映させるべきではないかという議論もあります。</p> <p>もう一つは、障害児のお子さんについて、認可保育所もそうですが、小規模保育事業で受け入れた場合に、例えば2人受け入れたら保育士を1人配置する分をコストとして加算すべきではないかということもい</p>

	<p>ま議論としてはなされています。</p> <p>当然ながら、サービスを拡充する、サービス供給体制を充実させることに伴うコストを価格上きちんとするべきだということで、いま議論が進められているところです。</p>
会 長	<p>今のは非常に重要なご指摘だと思います。コストの問題は直接保護者の経済の問題にもなりますし、子どもにとって質というのは譲れない問題でもありますので、そのあたりの落としどころは非常に重要だと思います。ご指摘をありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。</p> <p>よろしければ、先に進ませていただきたいと思います。続きまして、資料 14 の学童クラブのご説明をお願いします。</p>
児童青少年課長	<p>それでは、資料 14 の「学童クラブ設置及び運営に関する基準について」をご説明します。学童クラブにつきましても条例を定めて運営し、またそれに関する基準を定めることが求められています。</p> <p>現状ですけれども、国ではこの間、社会保障審議会のもとに専門委員会がありまして、昨年 12 月にその報告書が出されて、国から省令とか基準案みたいなものがまだ示されていない状況にあります。ですので、今回この資料では、昨年 12 月に報告書として出されたものの中に示された基準の考え方をさせていただきます。</p> <p>それに合わせて、右側にあります区学童クラブは直営と委託がありますので、それぞれ示しています。それから法律上、児童福祉法に定める学童クラブということで、現在、都道府県に届け出をすると法定の学童クラブになるんですけれども、その届け出をしているところが区内に 2 か所あります。現在、区のほうで、この 2 か所の学童クラブにつきましては運営の補助をしています。その 2 か所を比較対照しています。</p> <p>一番左の報告書を見ていただきますと、それぞれ「従うべき基準」、「参酌すべき基準」ということで示されています。それぞれに従事する者の資格、員数、集団規模、育成室 これは児童館の中でいうと学童クラブ室と呼んでいる部屋ですが、開所日数と開所時間についての基準の考え方が示されています。</p> <p>それぞれなんですけれども、結論から申し上げますと、区学童クラブ事業は直営、委託ともに、この基準に関しましてはほとんど差異がない状態です。</p> <p>もともと国のほうでは、平成 19 年に厚生労働省が学童クラブガイドラインというのを示しています。今回の報告書はこのガイドラインに沿った内容になっていますが、杉並区の学童クラブにつきまして、運営等の基準は運営要綱を定めていまして、学童クラブのガイドラインが出る以前からその基準等を定めて運営してきました。</p> <p>厚生労働省がガイドラインを定めた際には、東京 23 区にある学童クラブの運営状況が国のガイドラインの参考になったような状況です。それもありまして、今回示されている基準案につきましてはほとんど差異がない状態になります。</p> <p>違いがかなりはっきりして見えるのは、従事する者の資格のところです。国の報告書、また委託や民間学童クラブに求めている基準に関しては、それぞれ保育士以外の資格も定めているところですが、現在区では常勤職員の任用としては福祉の職ということで、資格としては保育士になっています。これは学童クラブだけに限らず児童館、保育園、また障害者施設等の福祉職場に採用ということで統一的に取り扱っているものなので、現状は福祉職の資格を保育士ということで採用しています。</p>

	<p>実際に、学童クラブの職も含めて、児童館職員については保育士ということで問題ないものになっています。採用後には職員の研修等を行って、必要な養成をしております。</p> <p>面積に関してですけれども、1人あたりおおむね1.65㎡以上としています。これも全く差異がない状態なんですけれども、児童館の学童クラブにつきましては、単独の学童クラブと違って登録制をしております。単純に児童館の育成室だけでなく、その他の諸室、いわゆる図書室ですとか図工室などがあるんですけれども、そうした部屋も学童クラブに活用しています。そういうところも勘案して、1人あたり1.65㎡による定員を定めているところです。</p> <p>現状で申し上げれば、そうした中で行っているのので、この報告書とは差異がない状況です。これに従って、今後国から基準が出てくるわけですけれども、今後は、それに倣って実態に即した形を踏まえながら、条例等の手続を進めてまいります。</p> <p>私からは以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、資料14につきまして質疑がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>区の学童クラブ事業で、直営型と委託型で分かれています。数的には、私は児童館にはよく出入りしていて、児童館の中に今おっしゃった育成室として学童クラブが入っているのは見聞きしているんですけれども、それがどれぐらいとか、単独であるものがどれぐらいなのか、数を把握していませんので。</p> <p>あとプラスアルファで、児童1人当たりの広さの問題なんですけれども、育成室にこもっている学童の子どもたちはいませんので、もしかしたらこの数値よりも今の現状のほうが子どもたちは広々使っているんじゃないかと。勉強不足なのでわからないんですが、ここの基準と今の現状がどうなっているのかと、2点教えていただきたいんですが。</p>
児童青少年課長	<p>まず、区で運営している学童クラブは、委託も含めてですが、49カ所ございます。このうちの11カ所が単独学童クラブになります。その中で10カ所が委託になっています。単独学童クラブ11カ所のうち、9カ所が学校内の教室や別棟を建てた単独型の学童クラブ、残りの2カ所については別の場所につくった単独学童クラブになります。</p> <p>いま申し上げたとおり、10カ所につきましては委託をしています。委託に当たっては、区直営型のものとほぼ同質のものということで、仕様を定めて委託しているので、内容については差異がないようにしています。</p> <p>面積のことなんですけれども、受け入れをするに当たっての目安を定める必要がありますので、育成室の面積と先ほど申し上げた図工室等の諸室を活用しているということで、一定の面積を定めています。それに伴って、受け入れ数を確保するようにしています。</p> <p>ですので、仮に児童館の施設というふうに見てしまうと、広々使っているように見えるんですが、児童館全体を学童クラブにしまえばそういう考え方もとれるんですが、当然ながら児童館は児童館利用ということもありますので、諸室の利用は活用する範囲で定めて定員を決めていくということで、1人あたり1.65㎡としています。</p>
子ども家庭担当部長	<p>ちょっと補足で。いま49あるうち、小学校内にあるのが9カ所ですね。小学校の中にある学童クラブというのは、学童クラブの部屋のほか個別に学校と調整して、ある日は校庭を使ったり、ある日は体育館を活</p>

	<p>用させていただいたりということで、委員がおっしゃったように、その時々学校側と調整して広々と遊べる環境をつくっています。</p> <p>児童館の中にある学童クラブ 38 カ所については、育成室とは別にそのときの児童館全体の状況の中で、一般利用の小学生と一緒に遊戯室などを使って活発に遊ぶとか、そういうことは工夫してやっています。そういった意味では、単に育成スペースだけでやっているわけではないというのはお話のとおりだと思います。</p> <p>今後も健全育成にふさわしい環境づくりに意を用いていきたいと考えています。</p>
委員	<p>職員数も気になったので、補足で質問です。</p> <p>職員数も児童館と併設している場所に関してしか存じ上げていなくて勉強不足なんですけど、児童館の職員の数と、その中に学童担当の先生がいることは存じ上げています。今の現状として、子どもたちがいる人数と先生に対する割合。</p> <p>それから、私が心配しているのは、今後新たにできてくる学童が逆にこちらの基準で満たしていけばよいということになりますと、今まで私たちが見知ってきた学童クラブの質や広さ、子どもたちが大人に見てもらえる人間の数が今まですごく豊かであって、ああいうものがこれからちょっと狭くなってばらばらになってもこうなるんだろうなという考えを持っているお母様方もたくさんいましたので、本当にそうなるのかなという意味でちょっと心配でした。数字的な面ではわかりませんが、今の現状から、今後区のほうで考えていただくときに、そういったことの変化も踏まえた上で。</p> <p>いま伺ったように厚生労働省で設定される前から杉並区でされているということなので、今の杉並区のレベルが素晴らしいということかと思うんですが、逆に言うと、平成 19 年に設定された厚生労働省並みに下がってしまうということであると、大きな声では言えませんが、国以上だったものを国レベルに引き下げてしまうことになるのは残念です。子どもたちにとっても残念だと思うので、そういった面でぜひ考えていただければと思って質問させていただきました。</p>
児童青少年課長	<p>先ほど部長のほうからもお答えしたとおり、単独学童クラブでは 1.65㎡という面積をまず確保します。その上でより広く遊べる場所、学校内の施設であれば学校でさまざまに使わせていただいて、遊びの場所を確保しながら豊かな場所を確保しています。単独の学童クラブはそうした形で、遊べる場所を十分確保しながら、最低限の専用しなければいけない部分は十分確保した上でやっているという考え方です。</p> <p>職員数についても、基本的に今現在行っている学童クラブの担当職員を適正に配置しています。学童クラブ担当職員の配置数は、当然ながら人数に応じて十分確保しながらやってきているところです。その適正配置は、今後もその規模に応じてきちんと配置をしていく。これは私どももやらなければいけないことと考えていますので、十分それは用意していくという考え方です。</p>
委員	ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。
会長	どうもありがとうございました。
委員	<p>ちょっと教えていただきたいんですけども、整理して、直営型、委託型、民間ということがあると、直営型はまさに区が経営していて、区の場所を使って区の職員がやっています。</p>

	<p>委託型というのは、区の施設を使って民間がやっているということではないでしょうか。</p> <p>一番右の民間というのは、完全にその施設ごと民間というイメージでよろしいですか。</p> <p>そこで、面積的なところを数字だけ見ると民間のほうが広く感じるのは、さっきのお話のように、民間のところはその施設に学童のようにほかの施設があるわけではないから広く見えるけれども、結局、直営でも委託型でも 1.65 m²ではあるけれども、ほかのところも使えるというようなイメージでいいのでしょうか。</p>
児童青少年課長	はい。
委員	<p>了解しました。</p> <p>次に他の委員からも出ていたこれからの話なんですけれども、まずは、この民間2カ所というのは区の再編計画の中でなくなっていく予定なんではないでしょうか。</p>
児童青少年課長	そういう考えはございません。
委員	今度、直営型と委託型というのは、学校の中に入っていくという学童クラブの流れを聞いているんですけれども、これもそのようになっていくのでしょうか。
児童青少年課長	これから先の話ですか。
委員	そうですね。5年後以降の話。
児童青少年課長	施設再編整備計画が一方でありますので、その基本的な考え方として、学童クラブにつきましては学校の中でということの基本として整備を図っていくということです。
委員	この 1.65 m ² というのは5年後以降もしっかり確保していただけるという予定でよろしいですか。
児童青少年課長	私どもの整備の考え方としては、これをまた条例で定めていきますので、その考え方に則って整備を図っていくというのが基本的なスタンスでございます。
委員	わかりました。
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、資料 15 に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。お願いいたします。</p>
子育て支援課長	<p>資料 15 ですが、こちらは新制度で給付を受けるための確認をする施設、教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準です。この基準につきまして、現在区ではございません。各事業で、例えば秘密保持とか、細かいこの中の一部は事業を実施するに当たって決めているところもあるんですが、全体的にこのような運営に関する基準という形でまとめているものはありません。</p> <p>今回お示ししますのは、国の子ども・子育て会議の中でいま検討されている基準案を記載しています。</p> <p>国の基準案の内容としましては、利用開始に伴う基準として四つの項目、教育・保育の提供に伴う基準として六つの内容です。1 ページ開きまして、管理・運営等に関する基準として八つの項目。退去時の基準として一つの項目という形で、各々「参酌すべき基準」、「従うべき基準」</p>

	<p>を記載しています。今後区としてもこの運営基準を定めていくこととなります。以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。これに関しては今後の課題ということで、今日のご報告を受けたというところだと思います。これにつきまして、何かご質問やご意見はございますでしょうか。</p> <p>よろしければ、続きまして資料 16 に進んでいただいてもよろしいでしょうか。</p>
保育課長	<p>資料 16 差替版 をお手元にお開きいただきたいと思います。参考資料をつけていますので、それを横に置いて対比して見ていただければと思います。</p> <p>保育の必要性の認定ということで、今後、保育施設の給付または先ほどの地域型保育事業を給付として受ける前提として、認定を受けるという仕組みが導入されます。括弧書きの二つ目の丸になりますが、区市町村が「事由」、「区分」、「優先利用」の3点に係る認定基準を策定するというので、この元となる国の基準案がいま検討されています。</p> <p>この認定の概要を簡単にご説明します。一つが認定区分と言って、先ほど量の見込みでもご説明しましたが、1号というのが3～5歳で幼稚園を利用する方。2号が満3歳以上で、保育施設または幼稚園を利用する方。3号が0～2歳で、保育施設を利用する方。この区分を認定することになります。</p> <p>認定基準は、事由としまして保護者の労働または疾病、その他の内閣府令で定める事由。</p> <p>区分としまして、保育標準時間または保育短時間の区分を保育必要量として区分します。</p> <p>それから優先利用としまして、申し込みをされたご家庭の状況に応じて優先性を図るということで、一番下に認定のイメージを描いています。その認定を受け、今後保育施設また幼稚園等を利用していくという段取りに入っていく流れになっています。</p> <p>2枚目をお開きください。3つの事由から優先利用まで、今までと同じように国で基準とされている案と区の現状を比較した表になります。</p> <p>まず(1)事由につきまして、国基準案としては から まで考えられています。一方、右側は区の保育の実施に関する条例がありまして、国の案に対してどういうふうに対応しているかということで比較したものです。 から までについてはほぼ対応しています。 から につきましても、条例の規定からはなかなか読み込めませんが、求職活動、就学、虐待やDV、育児休業取得も、条例の中で区長が特に必要と認めるところで見ている形になります。それは、参考資料を後ほど見ていただければと思いますが、基準指数ということでここについては書き表しています。</p> <p>(2)の区分の保育必要量につきましては、保育標準時間は今まで長時間と言っていた部分ですが、ここは11時間となっています。これについての区の現状は、11時間開所ということで対応しています。保育短時間につきまして、国の基準は8時間としています。保育時間としては、8時間が原則として置かれていますので、ここについても差異はありません。</p> <p>それから、先ほどお話がありましたが、保育短時間認定における就労下限時間をどう定めるかということで、国のほうでは議論がされています。1カ月当たり48時間以上64時間以下を最下限としたらどうかと</p>

	<p>いう議論になっています。一方、区の現状としましては、48時間を下限にしています。</p> <p>(3)優先利用ということで、国のほうでもさまざまな議論がされています。ひとり親家庭からその他市町村が定める事由に対応したものを、現状区はどうしているかというところで、現在、区の保育所入所選考についても指数制度を導入しています。基準指数に調整指数で加減点を行い、最終的に同一順位で複数人が出た場合は、優先利用の項目を設けていまして、それぞれそれぞれに対応するものをどういうふうに定めているかを右側に書き表しています。</p> <p>内容についてはご説明を省略させていただきますが、参考資料として条例、2枚目以降に先ほど言いました指数がどういう区分になっているのかおつけしていますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>私からは以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。資料16と参考資料につきまして、何か質疑はありますでしょうか。今おっしゃられた調整指数は参考資料の3枚目に一覧表が出ています。いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>今のこれは現状なので、多分今後は変わってくると思うのですが、育児休業明け、要は0歳児でどうしても入れないと1歳児からは入れないという現状、不具合というか、それが今の制度であると思います。</p> <p>今回の新たな仕組みの中で、そここのところは育児休業をとった後に安心して保育園に入れることができるという制度にしたほうがやはりいいと思います。そここのところでまた就労の問題があるかもしれませんけれども、安心して育児休業できるというところは担保してあげることが必要ではないかと実際にうちの子どもを見ていて思うので、ぜひよろしくお願いします。</p>
保育課長	<p>ただいまいただいた意見は、まさに優先利用のところで育児休業明けということで記載がございます。</p> <p>現在、杉並区の基準指数の適用が、就労されている方は育児休業取得前の働いている状態の指数をそのまま適用することにしています。他区では、育児休業の指数を下げている区も実際にはあります。</p> <p>今後、育児休業明けについて、国のほうでも優先的に入れるべきではないかということも議論されていますので、そこは現状を踏まえて検討していきたいと思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p>
委 員	<p>この資料を見ていて、基本的な質問なんですけれども、幼稚園に通っていて保育が必要だという需要が出てきた場合、どの幼稚園でも保育に対応するという前提のもとにこれは話しているのですか。</p>
保育課長	<p>実はこの新しい制度の中での一つの大きな特徴として、認定こども園の導入促進が掲げられています。認定の対象となるのは保育園だけではなく認定こども園、また幼稚園利用も認定を受ける仕組みになります。</p> <p>その後、申し込みをされる保護者のご希望も加味されて、最終的には調整したところに入らせていただくことになりますので、そういったものも一応対象になっているということでご理解いただければと思います。</p>
委 員	<p>個人的な意見ですが、2歳の娘がおり、来年幼稚園入園予定なのですが、私の地域では希望の幼稚園に入園するのがとても大変ということを感じております。</p> <p>それぞれの幼稚園に特色がありまして、特に延長保育がある幼稚園は</p>

	<p>人気がありこれから本格的に仕事をしようと思っているお母様方には、とても魅力的に映っています。保育園を選ぶように幼稚園を選ぶことがすごく大変になっているという中で、そのような現状はご認識でしょうか。もし全ての幼稚園には基本的に延長保育がついているということになるとまたそのような状況もかわるのではないかと思い質問させていただきました。</p>
<p>子供園担当 課長</p>	<p>委員がおっしゃるような状況があるというのは認識しています。杉並区の私立幼稚園は3歳がほぼ満杯で、4歳もいっぱいになりつつある状況だと推測され、大変だという声も確かにあります。</p> <p>新制度で1号に該当する場合がありますけれども、そもそも幼稚園の場合は新制度に乗らないという選択肢もあります。そうした幼稚園は独自で預かり保育等をやったり、やらなかったり、それぞれの方針に基づいてやっていくということも選択肢としてはあるので、どの園でも保育需要を受け入れなければならないというわけではありません。</p>
<p>子ども家庭 担当部長</p>	<p>今後、26年度内に5年間の支援事業計画を策定しますけれども、国も2年後に必要な計画の見直しを行い、現実に即した形で整備をその後進めていくという考え方に立っています。そうした中で、その時々の実態を踏まえて、円滑に入園・通園していただけるような環境を整えていくことになろうかと思えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>委 員</p>	<p>またピントがずれた質問かもしれないんですけども、初めは区立幼稚園で、昨年から子供園になったのですが、その意味がよくわからなくて。昨年度は子供園になって、突然入ってくる人数が減りました。保育園に入ってくる長時間保育の人も人数が非常に少なく、しかも5歳や6歳の高年齢の子しか受け入れられないような感じです。</p> <p>こういう言い方はいけないんですが、見てみると、結局どこにも入れなかったような障害を持っている方になってきて、ちょっとおかしいんじゃないかとすごく感じています。</p> <p>今年は昨年より人数はちょっと増えたように思うんですけども、幼稚園だったものが子供園になったら、お母さんたちから聞こえてくる話が全然違って、皆さんが避けてほかへ行くような傾向があります。どういふものかよくわからないので、教えていただきたいんですけども。</p>
<p>子供園担当 課長</p>	<p>いま委員がおっしゃったのは、恐らく区立子供園のお話で、4～5歳児だけの保育を行っている西荻北か高井戸西のどちらかのお話だと思いますので、それを前提にお話をさせていただきますと、</p> <p>急に子供園に転換したということではなく、平成21年度に区立幼稚園の改革方針をお示しして、子供園に順次転換してきたものです。平成21年度に改革の方針が出て、順次転換をしてきたところですよ。</p> <p>高井戸西と西荻北の2園については、地域の方や在園児の保護者の方の理解を得るといふこともありまして、2年間の経過措置を設け、25年度と26年度は、4～5歳児の従来の幼稚園と同じ編成の保育をしています。27年度からは3歳児保育を行って、3、4、5歳の長時間保育を受け入れるということを進めていますので、3歳から入るお子さんもたくさん入っていただけるものと考えています。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、だいぶ時間も過ぎてまいりましたので、次に進みたいと思います。今は国の示した基準と現在の区の状況について理解したという</p>

	<p>ところ。本日のご意見等を踏まえて、次回の会議で、区の対応や方向性について引き続き議論をしていきたいと思ひます。</p> <p>調査のほうで大まかな量のニーズが把握できたわけですが、本日皆様のご意見で、細やかな質のニーズも救い上げていく必要があると思ひますので、引き続きそういう点でも議論を深めてまいりたいと思ひます。</p> <p>それでは、(4)今後の想定スケジュールのほうに移りたいと思ひます。</p>
子育て支援課長	<p>資料 17 をお開きください。第 1 回の会議でも同じ今後の想定スケジュール(案)ということでお配りしたんですが、一部スケジュールを変更させていただきたいと思ひています。</p> <p>当初は秋までに 2 回の会議、第 3 回を 6 月に、第 4 回を 8 月に開催予定でしたが、ニーズの見込み量等のこともありますのでもう一回追加させていただきまして、第 3 回を 5 月、第 4 回を 7 月、第 5 回を 9 月に開催するという想定スケジュールに変更するというものです。</p> <p>また、入園関係や事業者につきましても、新制度の基準や内容につきまして、区の広報やホームページ、リーフレット等と合わせて説明会を開催して、周知に努めていきたいという内容も追加させていただいています。以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明について、質問やご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。1 回ふえますけれども、非常に重要な議論すべきことがたくさんありますので、5 月の第 3 回目の開催をお許しいただければと思ひます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、当面の会議日程につきましては 5 月と 7 月に予定することとしまして、事務局において日程調整をお願いすることにしたいと思ひます。</p>
子育て支援課長	<p>もう既にお手元に、今後の会議の日程調整表をお配りしています。今回は第 3 回と第 4 回の 2 回の表にしています。平日のほか、土曜、日曜も含めてご回答いただければと思ひます。なお、平日は夜間、土日は日中という開催予定です。</p> <p>締め切りは来週の月曜日、3 月 24 日までに事務局宛てファクスかメールで回答をいただければと思ひます。よろしくお願ひします。以上です。</p>
委 員	<p>今回、この制度で保育施設というか、就学時の施設がいろいろふえていると思ひます。さっき会長が言われた保育の質が大切というところで、配置基準もそうなんですけれども、その後の教育とか職員の処遇の部分がすごく影響すると思ひます。</p> <p>その中で認可保育園、認証保育室、さまざまな施設があつて、同じ保育をしていても処遇が違ふという中でどう質を担保するのか。研修に行くに当たって抜けられた人の代替要員であつたりとか、そういったところがまだはっきりしていないのかなど。そんな中で器だけつくて本当にいいのかなどというのがすごく気になるところで、それは言っておかないといけないんじゃないかと思ひました。</p> <p>あと今回の制度で、基本指針という部分ができていふ思うんですが、その中で第一義的には子育ては親が見るといふ部分があります。そういったこともわからないまま、いつでも保育を必要とすれば預けられるということになるとちょっと危険なんじゃないかといふことこ</p>

	ろもよく考えてもらいたいと思います。
会 長	<p>非常に重要なご指摘をありがとうございます。職員の研修、それからそもそも家庭というか、保護者に対するさまざまな教育も非常に重要な課題だと思います。そのあたりを含め、国にも検討していただきたいし、私たちのほうでもまた意見を出していきたいので、次回にご意見をいただければと思います。</p> <p>本日は、たくさんのご意見をありがとうございました。今日はこれで閉会にさせていただきますと思います。ありがとうございました。</p>